

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第35回 理事会の焦点

止まらない不祥事に、的確で素早い対応を

開催日時 10月19日(木)午後1時

場所 日個運会館

決議事項

- ① 会員の処分(案)承認の件
- ② 平成30年新年賀詞交歓会等のスケジュール並びに来賓者(案)に関する件
- ③ 飲酒運転の再発防止策に関する件
- ④ 会員の処分等に関する規則一部改定(案)承認の件

追加決議事項

- ① 羽田空港定額運賃適用ゾーン一部廃止事業者用ステッカー作成承認の件

秋田会長から現在の業界を取り巻く情勢について以下のような話がありました。

「残念な事ですが、東京では飲酒運転等の不祥事が続き、支局からも対策が求められています。直近の飲酒運転事故では前日に講習会に出て、飲酒運転についての講義を聞いていたが、飲酒運転をしてしまったというものでした。一番の原因は本人の自覚の問題であります。自家使用であろうと運転前にアルコールチェックをする必要があるにも関わらず習慣化されていない現状が垣間見えます。これらの再発防止策として、アルコールチェックの習慣化促進のための対策や



「業界で何ができかが問われている」と話す秋田会長

抑止力を高めた過怠金について、皆さんに審議していただきたいと思っています。

他にも新たに羽田空港定額運賃の適用ゾーン一部廃止問題が上がっています。

スピードを持って皆さんと考えていきたいと思います。」

その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。

羽田定額運賃

適用ゾーン一部廃止事業者への対応

追加決議事項①について、羽田空港の定額運賃については、大多数の事業者が19の適用ゾーンを設定しているが、今般43名の個人タクシー事業者が2箇所、18箇所のゾーンを廃止する変更届出をされました。(その内、15箇所以上廃止が26名)

乗り場における利用者に対しての案内は大多数の事業者が設定している内容が前提にされていることから、利用者は定額運賃が適用されるという前提でタクシーを利用する環境となっているため、適用していないゾーンを目的地とした運送申し込みがあった場合において、定額運賃が適用されないことなどの説明が懇切丁寧に行われなければ、利用者利便を著しく阻害することとなります。

そこで、羽田空港定額運賃の適用ゾーンを一部廃止した車両においては、道路運送法の目的である旅客の利便確保の観点から、利用者にわかりやすい表示として「この車両は、定額運賃をご利用できない地域があります」旨のステッカーの貼付を義務付けることとしました。

トラブル防止のためにも迅速な対応を要することから、次回理事会開催予定日を待たずに、急ぎ書面開催による理事会を開催し、ステッカー貼付のルール等を「特定地域街頭営業ルール実施要綱」に規定し、違反した場合の過怠金を「会員の処分等に関する規則」に規定する方向で進めることを確認しました。

都内個人タクシー現況 (平成29年10月1日現在)

許可事業者数 13,166名 (前月比 -38名)
(特別区、武三12,744名 北多摩158名 南多摩264名)

傘下事業者数 12,892名 (前月比 -42名)
(特別区、武三12,472名 北多摩157名 南多摩263名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

飲酒運転の再発防止策

個人タクシーによる不祥事が続く中、本年も現在まで飲酒運転及び飲酒運転による事故が、2月に1件(5月に発覚)、9月と10月に各1件、合計3件発生している状況から、平成29年10月19日開催の第35回理事会において、左記の「飲酒運転の再発防止策」を策定し承認されました。個人タクシー全体として取り組んで参りますので、協力をお願いします。

1. 支部事務所等におけるアルコールチェックの徹底及び全所属団体へアルコール検知器の配付

飲酒運転及び飲酒運転事故は、換金等の手続きで支部事務所を訪れる際や買い物等、自家使用時にその多くが発生している。

自動車を運転する際は、自家使用時であっても必ずアルコールチェックを徹底する。

また、全支部の事務所にアルコール検知器を備え、支部に来た際には必ずアルコールチェックを実施することとする。

支部事務所等常にアルコールチェックを実施することにより、アルコールチェックが必要不可欠であることを認識し習慣化させる。

当協会は、全所属団体(支部)にアルコール検知器を無償配付し、飲酒運転の撲滅、再発防止を図る。なお、修理・買い替えは所属団体(支部)が行う。

2. 会員の処分等に関する規則の一部改定

「会員の処分等に関する規則」について、飲酒運転及び無免許運転をした際の過怠金の額を左記のとおり増額し、抑止力を高める。

◆ 飲酒、酒酔い又は酒気帯び運転をしたとき

10万円以下 → 20万円

◆ 無免許運転をしたとき

10万円以下 → 15万円以下

譲渡譲受認可書交付式

輸送の安全・法令順守・適正化

10月17日(火)午後3時より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー認可書交付式」が行われ、東京では新たに75名の事業者が誕生しました。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局吉田和弘次長から、以下のお話がありました。

「皆様に3つのお願いがあります。まず1つ目は輸送の安全・安心の確保です。タクシーは交通公共機関として位置付けられており、誰もが安心して利用できるものでなければなりません。一人ひとりが安全のプロフェッショナルの意識を持ってハンドルを握ってください。

2つ目は法令遵守です。残念ながら昨年来、個人タクシー事業者による無免許運転や飲酒運転事故、ひき逃げ事故等が後を絶ちません。個人タクシーとしての優秀適格者そのものの位置付けが問われることとなります。行政として法令を遵守しない事業者に対し厳正に対処しているところであり、改めて法令遵守の徹底をお願いいたします。

国土交通省 関東運輸局 個人タクシー認可書交付式



最後はタクシー事業の適正化及び

活性化です。平成26年1月に改正特措法が施行され、南多摩交通圏が特定地域に指定されているところです。

準特定地域も含めて、引き続き地域公共交通としての機能を十分発揮されますよう、供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきましたが、今後皆様方がご自身の健康に留意され、無事故で活躍される事をご祈念申し上げます」

認可者の喜びの(声)

都営協・東支部

佐藤 政己さん(44歳)

タクシー業界に入るきっかけとなった方が個人タクシーの事業者の方だったので、最初から個人タクシーを目指して取り組んできました。こうして認可書を手にして、応援してくだされた両親とともに、このきっかけを作ってくれた方に対し、とても感謝しています。今後は訪日外国人の増加にも対応していけるよう、語学に力を入れたいと思います。



東個協・北第二支部

川口 陽将さん(35歳)

個人タクシー事業者の先輩方から、個人タクシーは自己管理による業務だという話を聞いて憧れていたこともあり、早く個人になれるよう、無事故無違反に気をつけて仕事をしています。日頃から、お客様への返事や行き先確認に気を配っていましたが、今後はさらに健康管理にも気を配り、少しでもお客様に好かれるよう、気持ちの良



い対応で頑張ります。

(公財) 東京タクシーセンター

第32回個人タクシー優良事業者団体表彰

利用者から満足いただける
タクシーに

受賞者の皆さん

9月28日(木)午後2時より、ホテルイースト21東京において、「第32回個人タクシー優良事業者団体表彰式」が行われました。今年度の表彰団体である51団体(特別優良表彰8団体、優良表彰43団体)には、表彰状と記念品が授与されました。

東京タクシーセンター

渡辺会長式辞

最近の景気は、改善のテンポにバラつきは見られるものの、緩やかな回復基調が続いているとされており、タクシー業界においては、まだ実感として景気回復には至っておりません。本日受賞された事業者の方々はこの厳しい経営環境の下、運転者に対する指導・教育を積極的にに行い、サービスの向上に努めるなど、平素からタクシー事業の使命と重要性を十分に認識され、利用者利便の増進に貢献し、事業者として模範となる優良法人事業者

及び個人タクシー優良事業者団体であります。

お分かりの通り、タクシーは公共交通機関の担い手として必要不可欠な役割を果たしております。近い将来迎える高齢化社会に向けては、今後さらなる安全管理の徹底や、交通社会のマナーの向上等、タクシー事業者として、より一層の企業努力が求められるところであります。また、2020年オリンピックパラリンピック東京大会の開催を控え、訪日外国人旅客の更なる増加が見込まれております。この時期を好機と捉え、それぞれの事業者・団体におかれましては、今後さらに安心・安全のサービスの提供、そしてタクシーのバリアフリー化への取り組みに努め、公共交通機関として利用者から満足いただけるタクシーとするため、事業の先達となり、より高い評価を得られるよう、一層のご努力を切に望みます。

受賞者の声

特別優良表彰

東個協・品川第二支部代表

内田 秀雄支部長



何より事業者一人ひとりが気を付けてくれている結果がこの表彰だと思います。支部内で行う講習会では、「コンプライアンスの徹底」「団体で作ったルールは守る」ということを強く伝えたり、支部の事業者があまり詳しくない銀座方面について説明に時間を割いたり事業者のサポートができるように心掛けています。支部としては表彰の喜びで終わらせず、この栄誉がこれからも続くように、事業者の自覚を促し続けられるよう、声掛けや目配りをし続けたいと思います。

平成29年9月分

■行政処分状況

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
9月5日	町田武彦	80日車	運送法第25条	運転者の制限違反	8点
9月5日	相吉一男	文書警告	運輸規則第25条	乗務記録の記録事項の不備	0点
9月5日	松永明	文書警告	運輸規則第25条	乗務記録の記録事項の不備	0点

■不正正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
平成29年8月	13	2	2	17

■処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

平成29年9月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	足立第一支部	T・K	H29.6.8	新橋駅東口吉野家前	進入禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止
東個協	江戸川第一支部	Y・S	H29.6.26	新橋駅東口吉野家前	進入禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止
東個協	北支部	F・K	H29.3.18	新宿区歌舞伎町1-16	運送引受拒絶		表示灯使用停止 精算停止
東個協	墨東支部	K・H	H29.5.21	港区六本木6-1	入路指定無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止
東個協	墨東支部	M・H	H29.5.25	中央区銀座8-8	乗り場無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止
都営協	東京旅客支部	Y・K	H29.6.6	大田区羽田空港3-3(羽田空港国内線第1タクシー乗り場)	事業者乗務証不表示		表示灯使用停止 換金停止 無線配車止め

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成29年9月中に処分内容の報告があったもの

※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

■会員の処分に等に関する規則に基づく処分状況

会員	団体名	氏名	発生日	対象行為	処分内容
都営協	東部支部	T・Y	H29.7.4	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円
都営協	石神井支部	K・K	H29.9.11	無免許運転(54日間に33日間)	過怠金10万円
東個協	足立第二支部	K・M	H29.9.12	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円
都営協	城北支部	K・Y	H29.9.20	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円

個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない

本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

計報

* 9月

氏名

所属団体

小川

正雄(東個協・葛飾第二)

野崎

和男(東個協・杉並)

井上

正司(東個協・武三)

山縣

英臣(都営協・全東京)

ご冥福をお祈り申し上げます

享年

77

70

67

78

病名

胆管癌

胃癌

脾臓癌

心不全

地理モニター報告⑤

【移 転】

名称	新所在地	旧所在地	移転日
LINE株式会社	新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー15階～23階	渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ27階	平成29年4月
虎の門病院付属健康管理センター・ 画像診断センター	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティ AIR5階	港区虎ノ門1-2-3 虎ノ門清和ビル	平成29年10月

【新 施 設】

名称	概要	所在地	開始日
日本青年館ホテル	緑豊かな静寂の中にアスリートが躍動する神宮外苑。 日本青年館は新しいランドマークに生まれ変わります。	新宿区霞ヶ丘町4-1	平成29年8月

乗務中の携帯電話・スマートフォン
の使用禁止について

スマートフォンや携帯電話は、インターネット、メール、ゲーム等ができて、通話機能に加えて私たちの生活に欠かすことのできない大変便利な機能を持つものになっています。

一方、運転中にスマートフォンの画面を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となっています。

運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

○携帯電話使用等（保持）違反

携帯電話等を手に持って話したり、表示されている画像を注視したりして車両を運転する行為。

違反点数 1点

反則金 6000円

○携帯電話使用等（交通の危険）違反

携帯電話等を手に持って話したり、表示されている画像を注視したりして車両を運転し、他の車両や歩行者等に危険を生じさせる行為。

違反点数 2点

反則金 9000円

東京
ぐるり

番外編

東京都個人タクシー協同組合本部

（所在地：中野区弥生町）

様々な取り組みで将来を切り拓く

全国の個人タクシーの中で一番組合員が多い、東京都個人タクシー協同組合。だからこそ出来る様々な取り組みを実践しています。

その内いくつかを紹介すると、新しい利用者ニーズに応える「観光タクシー」は、将来100名以上の登録者が活躍する事業を目指して、研修等を活発に行っています。交通安全啓蒙を目的とした、自転車シミュレーターによる「交通安全教室」は各支部で開催しており、地元の小学校や安全協会から好評を得ています。また組合員に向けて、全国展開の配車アプリ「全国タクシー」と提携を行い、需要を掘り起こす取り組みや「足立オートガススタンド」という独自のガススタンド経営により、低価格で安定した燃料供給を目指しています。

「様々な取り組みを行っているが、全国タクシー配車アプリでは昼間配車率を上げる必要や、オートガススタンドの経営状況を改善しなければならぬ等、問題も抱えています。その問題解決も含めて取り組みを続けていきます」と秋田理事長。「今後も1Tを駆使した展開に重点を置きながら、個人タクシーの発展に力を注ぎたい」と力強く語っていただきました。



平成22年4月に完成した新社屋は、鉄筋5階建。



スキルアップ研修も
活発な観光タクシー
は小学生に人気
自転車シミュレーター
は小学生に人気



全国タクシー配車アプリは今年5月よりスタート



足立区「ツ家」にある
足立オートガススタンド

東個協の取り組み

なんでも
トピックス

マスコットキャラクター登場!

平成27年、個人タクシーにもっと親しみを持ってもらえるようにと誕生した、東個協マスコットキャラクター「デンデンくん」と「きりんちゃん」。ぬいぐるみやストラップが販売されているほか、LINEスタンプでも楽しめます。

